

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第4章 服務 (ハラスメントの防止)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 ハラスメントの防止については、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程</u>に定める。</p>	<p>本則</p> <p>第4章 服務 (ハラスメントの防止)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 ハラスメントの防止については、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程</u>に定める。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の題名変更に伴う改正</p>

附 則 (令和6年1月29日規則第11号)  
この規則は、令和6年1月29日から施行する。